

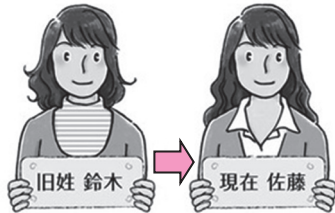


# 国民年金だより

問 町民課 町民窓口係 ☎42-2633

## あなたの年金記録に「旧姓」の記録はありませんか？

現在、結婚されている方で、結婚される前（旧姓）の年金記録は正確に記録されていますか？



当時、会社や会社が経営する工場などで働いていた場合は、旧姓で厚生年金に加入していた可能性があります。

その会社が現在、廃業や倒産していても、厚生年金の加入記録は年金機構に記録されています。

## 疑問がある場合は

函館年金事務所による年金相談（次回は6月23日です）や役場町民課へ相談してください。

## 年金の受給資格期間をご確認ください

年金を受給するために必要な加入期間を受給資格期間といいます。

保険料を納めた期間や加入者であった期間などの合計が**10年以上必要**です。

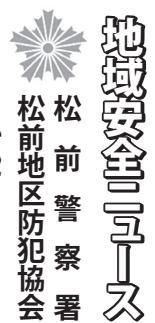
また、年金額には反映されない合算対象期間や保険料が免除された期間も、受給資格期間になります。

老齢基礎年金は、40年間の保険料を納めた場合に65歳から満額（777,800円）支給されます。

※令和4年4月からの額です。

## 注意！

未納が多いと「遺族基礎年金」「障害基礎年金」など、もしもの時の年金が受給できないことがあります。



☎ 42-3110

みんなで築こう、安全で  
安心な「まつまえ」

5月11日（水）から20日（金）までの10日間、「春の地域安全運動」を実施します。

松前町から犯罪を発生させないためにも、次のような防犯活動から始めてみましょう。

### 防犯活動

▽子どもの外出時には、防犯ブザーやホイッスルを持たせましょう。

▽携帯を操作しながらなどの「ながら歩き」は、周囲の状況がわかりにくくなるのでやめましょう。

▽町民の皆さまには、ウォーキングや買い物など日常生活の中で、地域ぐるみで子どもたちを守る「ながら見守り」へのご協力をお願いします。

### 悪質商法に注意！

4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられ、社会経験の少ない若者を狙った悪質商法の増加が懸念されます。悪質商法の被害に遭わないために「悪質業者のう・そ・つ・き！」を覚えましょう。

**う** うまい話を信用しない！  
うまい話や絶対にもうかる話には、必ず落とし穴があります。

**そ** そうだんする！  
一人で判断せず、家族・知人・消費者生活センターなどに相談しましょう。

**つ** つられて返事をしない！  
すぐに契約をしない！  
悪質業者は、言葉巧みにすぐ契約しよう迫ってくるので注意しましょう。

**き** きつぱり・はっきり断る！  
あいまいな返事をせず、きつぱり！はつきり！断りましょう。